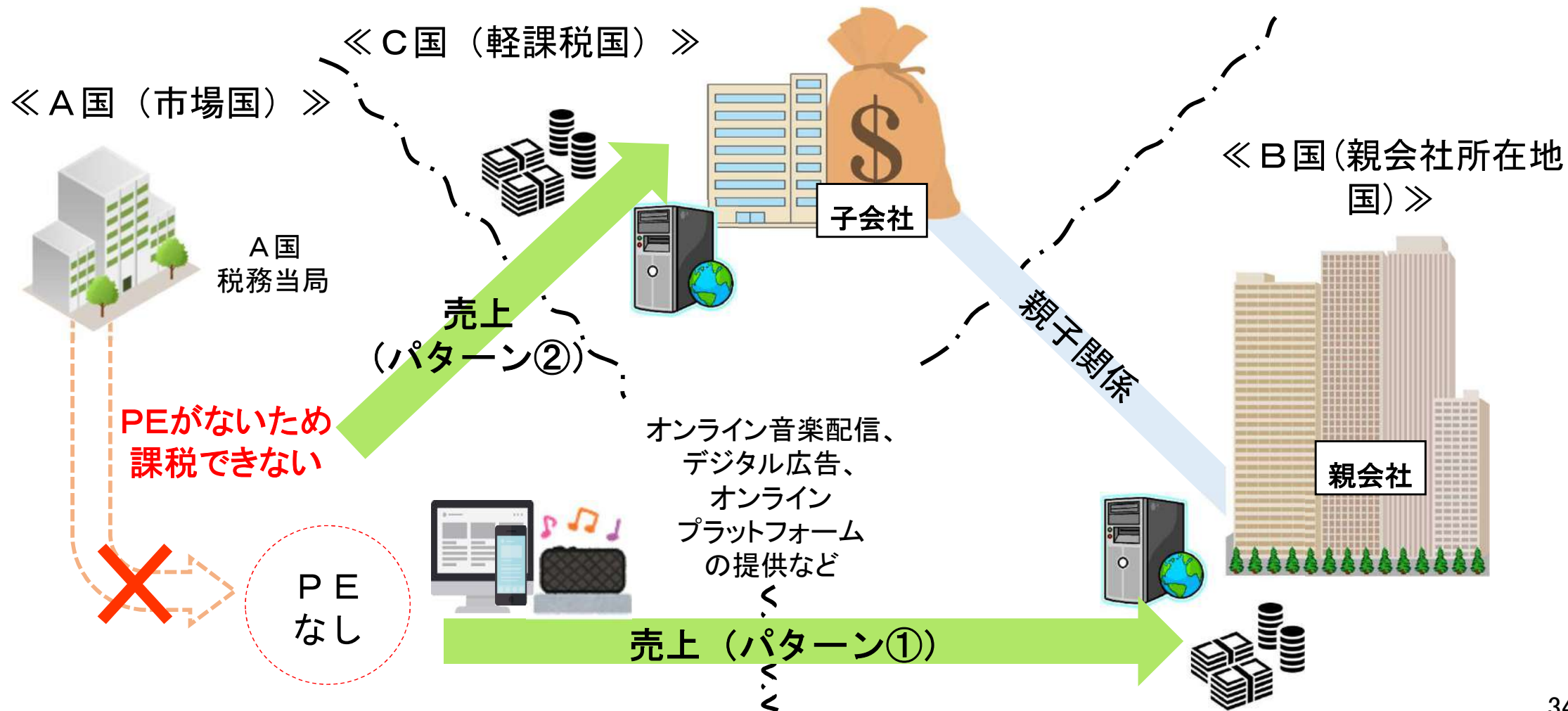


4. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について

- 国内に外国法人の支店や工場などの物理的拠点(=PE)がある場合に限り、そのPEに紐づく事業所得に課税することができる。
※ PE : Permanent Establishment (恒久的施設)
- しかし、経済の電子化により市場国で課税が行えない事例が顕在化(パターン①)。また、軽課税国から事業を行うことで最低限の課税が行えない事例も発生(パターン②)。



新たな国際課税ルールについて

課題

- **市場国に物理的拠点（PE : Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加**
 - 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、**市場国で課税が行えない問題**が顕在化。
- **低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き**
 - **法人税の継続的な引下げ**により各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において**企業間の公平な競争条件を阻害**。

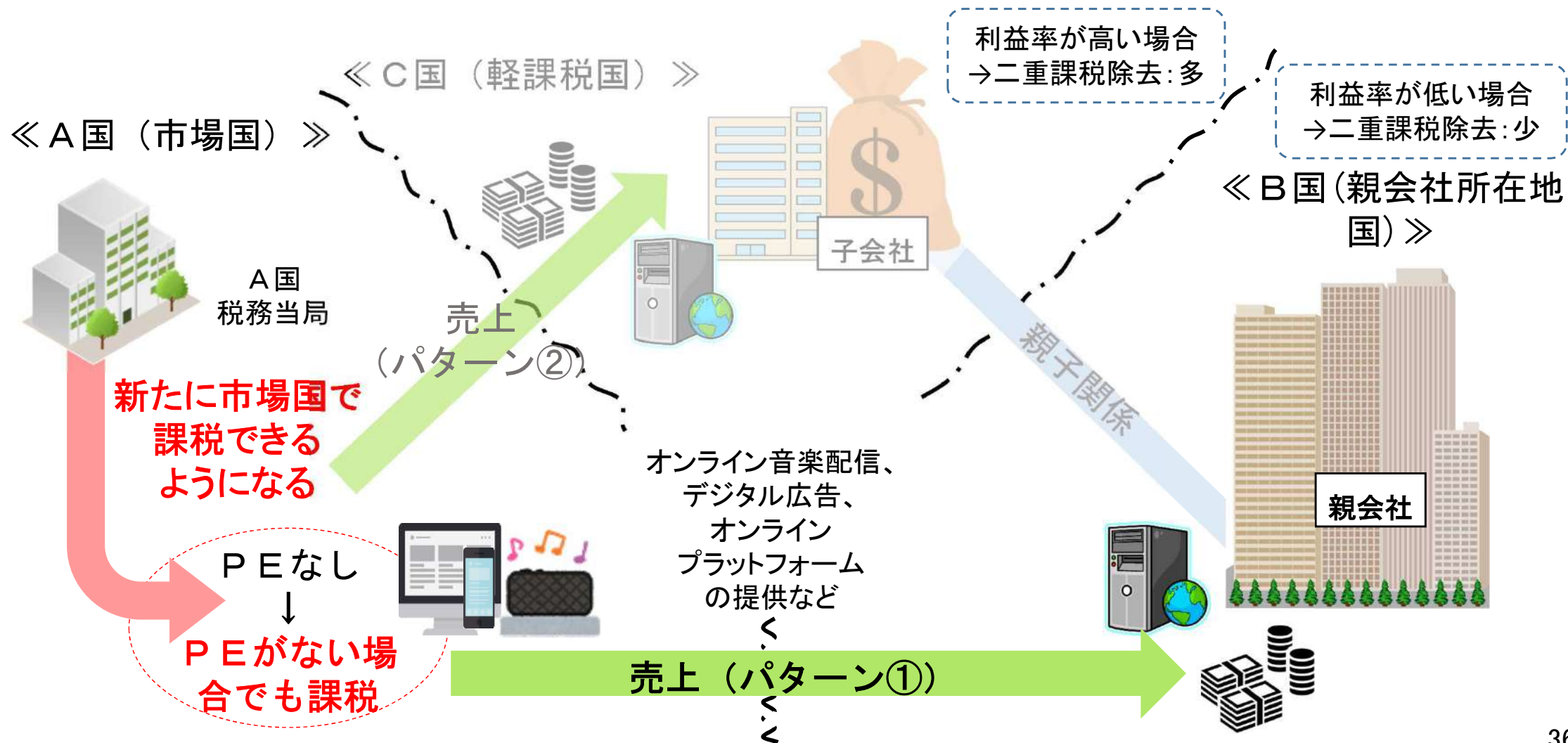


- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題（法人課税）について、作業を進めることに合意。
※ BEPS : Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）
- **OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」**（現在は約140か国・地域が参加）において議論が進められ、**2021年10月8日、2つの柱による解決策に合意**。
- **第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）** : 2023年前半に多国間条約の署名、**2024年に多国間条約の発効が目標**。
(※) 議論の進捗を踏まえ、「2022年に多国間条約策定、2023年の実施」から再設定。
条約の批准に加え、各国国内法の改正も必要。
- **第2の柱（グローバル・ミニマム課税）** : 2022年に各国国内法改正、**2023年（一部は2024年）の実施が目標**。

第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)の考え方

第1の柱

○ PEがない場合にも市場国で生み出された価値に見合った課税権を市場国に配分できるように、市場国で課税できる利益について国際課税原則を見直す。



諸外国におけるデジタル・サービス・タックス等の一方的措置の概要(2022年10月時点)

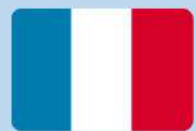
米国は、2021年10月8日の合意後に英仏伊西墺印土との間で、デジタル・サービス・タックス(DST)等に関して合意。第1の柱の制度発効までのDST等の税額を第1の柱の実施による税額と実質的に同水準に留める枠組み(注)の導入を条件として、7か国のDST等に対する制裁関税の発動を取りやめることとした(7か国は制度発効時まではDST等を廃止する必要はない)。



英国

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に2%を課税。
- 2020年4月から施行。



フランス

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2019年7月施行。同措置に反対する米国に配慮し、2020年1月に徴税を2020年末まで延期することを決定。その後徴税を再開。



イタリア

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2020年1月施行。



スペイン

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- 2020年10月法案が可決。2021年1月施行。



オーストリア

デジタル広告税(Digital Tax)

- 域内のオンライン広告売上に5%を課税。
- 2019年10月法案が可決。2020年1月施行。



カナダ

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税予定。
- 2021年12月に法案を公表。2023年末までに国際合意に基づく第1の柱の多国間条約が発効していない場合に限り、2024年1月より課税予定。



インド

平衡税(Equalization Levy)

- 2016年6月から外国法人に支払うオンライン広告等の支払いに6%を源泉徴収。
- 2020年4月から新たにeコマースの提供等を行う外国法人の収入に2%を課税。



インドネシア

電子取引税(Electronic Transaction Tax)

- 外国のデジタル企業に対して所得税又は電子取引税を課税。
- 2020年5月法案が可決。今後、税率等詳細を公表予定。



トルコ

デジタル・サービス・タックス

- 対象ビジネスの域内売上に7.5%を課税。
- 2019年12月公布。2020年3月施行。



EU

デジタル賦課金(Digital Levy)

- 2020年5月、COVID-19からの復興計画案に関して、財源の一つとしてデジタル賦課金の導入についても検討することを表明したが、2021年12月に発表されたEUの新たな財源案の提案には盛り込まれなかった。

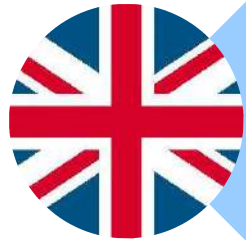
(注) 2022年1月(印のみ同年4月)から第1の柱の制度発効日までの間(①)に課されたDST等の税額が、第一の柱導入初年度に課された税額に調整を加えた額(①の期間が2年であれば2倍)を上回っていた場合は、その超過額を第1の柱の税額から控除可能とする(控除しきれない分は繰越可能)。

第1の柱の考え方

(2019年3月のパブリックコンサルテーションで示された3つの考え方)

第1の柱

- 多国籍企業が売上をあげている国(市場国)でも一定程度課税ができるよう、市場の特性に着目した3つの考え方を組み合わせて、国際課税原則を見直す。



ユーザーの参加

- ・ SNSや検索エンジン等をユーザーが利用することにより生じた利益について、ユーザーがいる国が課税できるようにする



対象
ビジネス
の範囲

狭い



マーケティング上の無形資産

- ・ 多国籍企業が市場国で生み出したブランド価値を認め、それにより生じた利益について、市場国が課税できるようにする



広い
可能性



重要な経済的存在

- ・ 途上国でも執行が簡単な解決策として提案
- ・ 市場国で継続して売上をあげており、市場国との関係があると認められる場合、市場国が課税できるようにする

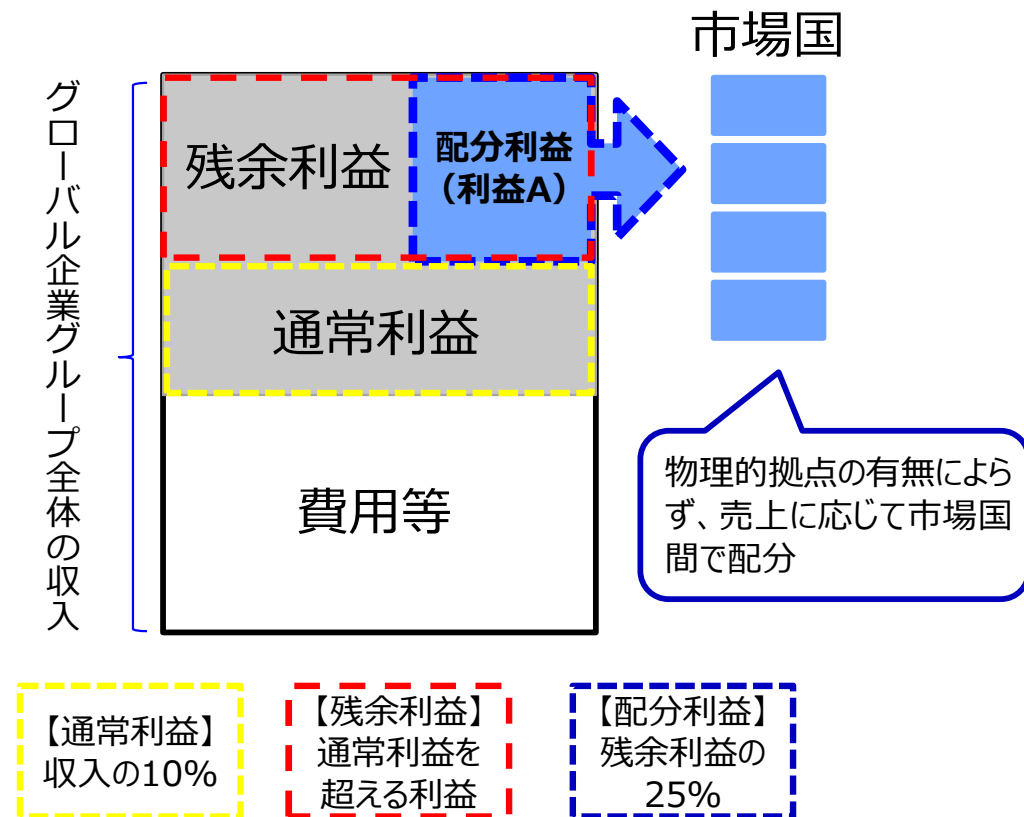


広い
可能性

第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）



- 「課税対象（scope）」は、売上高200億ユーロ（約2.9兆円）超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業グループ（全世界で100社程度）
- 大規模なグローバル企業グループの利益率10%を超える残余利益の25%を市場国に配分



行動14 相互協議の効果的実施

背景及び行動計画の概要

- BEPS対抗措置による新たなルールの導入に伴う予期せぬ二重課税の発生等の不確実性を排除し、ビジネスにとっての確実性と予測可能性を確保するためには、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものとするのが必須。
- 相互協議手続の実効性は、強制的・拘束的仲裁制度の導入によって一層強化される。

報告書の概要

- 実効的な相互協議の実施を妨げる障害を除去するため、相互協議を通じた適時・効果的な紛争解決に対し強く政治的にコミットし、以下の3項目を実現するために各国が最低限実施すべき措置（ミニмумスタンダード：MS）及び実施することが望ましいとされる措置（ベストプラクティス）を勧告。
 - (1) 相互協議に係る条約上の義務の誠実な履行と、相互協議事案の迅速な解決
(MSの例) 相互協議事案を平均24か月以内に解決することを目標化。
 - (2) 租税条約に関連する紛争の予防及び迅速な解決を促進するための行政手続の実施
(MSの例) 相互協議の利用のためのガイダンス公表、相互協議担当職員の人員及び独立性の確保
 - (3) 納税者に対する相互協議の機会の保証
(MSの例) いずれの締約国の権限のある当局に対しても相互協議の申立てをできるように租税条約の規定を改正
- ミニмумスタンダードの実施を確保するため、各国におけるミニмумスタンダードの実施状況をモニタリングする。
- 上記のほか、仲裁制度を導入する意思のある国で、強制的・拘束的仲裁に関する具体的な規定の策定作業を継続。

今後の対応等

- OECD: 租税条約に関連する措置（仲裁を含む）を二国間租税条約に取り込むための多数国間協定の締結（行動15）。
ミニмумスタンダードの実施状況のモニタリング方法を策定し、モニタリングを実施する。
- 日本: 現状においてミニмумスタンダード及びベストプラクティスを概ね実施している。
多数国間協定交渉への参加を含め、租税条約に関連する措置（仲裁を含む）を規定する租税条約を拡充。